

訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る提案書  
技術審査委員会設置要綱

1 目的

「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業」の総合評価落札方式を実施するにあたり、次のとおり「訓練受講希望者等に対するジョブ・カード作成支援推進事業に係る提案書技術審査委員会」（以下「委員会」という。）を設置し、応札者の提案を総合評価基準に照らし、厳正かつ適正に審査・評価を行い、その結果、落札者としてふさわしい提案を行った応札者を契約担当官等に報告する。

2 委員会の構成

委員会の構成は、次のとおりとする。

- 委員長  
外部有識者
- 副委員長  
外部有識者
- 委員  
千葉労働局職員（訓練課室長等）

3 委員会の事務局

委員会の円滑な運営に資するため、千葉労働局職業安定部内に事務局を設置する。

4 設置期間

令和3年3月2日から開札時まで（予定）

5 その他

この要綱に定めのない事項について疑義が生じた場合は、委員長の決定により処理するものとする。